

男鹿市告示第44号

男鹿市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

男鹿市結婚新生活支援事業補助金交付要綱（令和3年男鹿市告示第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 新婚世帯 <u>令和5年3月1日から令和6年3月31日</u>までの間（以下「事業期間」という。）に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。</p> <p>(2)～(4) (略) (補助対象世帯)</p> <p>第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。</p> <p>(1) 申請を行う月の属する年度(4月から6月にあつては前年度)の所得証明書又は非課税証明書（以下「所得証明書等」という。）をもとに夫婦の所得を合算した額が <u>500万円</u>未満であること。ただし、<u>貸与型奨学金</u>（公的団体又は民間団体から、</p>	<p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 新婚世帯 <u>令和4年1月1日から令和5年3月31日</u>までの間（以下「事業期間」という。）に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。</p> <p>(2)～(4) (略) (補助対象世帯)</p> <p>第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。</p> <p>(1) 申請を行う月の属する年度(4月から6月にあつては前年度)の所得証明書又は非課税証明書（以下「所得証明書等」という。）をもとに夫婦の所得を合算した額が <u>400万円</u>未満であること。ただし、<u>次の場合にあつては、それぞれに記載する計算</u></p>

改正後	改正前
<p><u>学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、所得証明書等をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額とする。</u></p> <p>2 <u>令和4年度</u>にこの制度に基づく助成を受けた世帯のうち、請求額が上限に満たなかった世帯についても、<u>令和5年度</u>の助成を受けることができるものとする。<u>この場合において、第5条に規定する年齢要件及び所得要件の書類の提出は省略することができる。</u></p> <p>(補助金の額等)</p> <p>第4条 補助金の額は、住居費、住宅のリフォーム費及び引越費用を合わせた額を対象として、<u>婚姻日における年齢が夫婦共に29歳以下の世帯は1世帯当たり60万円、その他の世帯は1世帯当たり30万円を上限とし、予算の範囲内で補助する。</u></p> <p>2 前条第2項に規定する世帯への補助金の額は、住居費及び引越費用を合わせた額を対象として、1世帯当たり30万円の上限額から<u>令和4年度</u>の請求額を差し引いた額とし、予算の範囲内で補助する。</p>	<p><u>方法により算出した金額とする。</u></p> <p>(ア) <u>夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合は、離職した者については所得がないものとみなして、夫婦の所得を算出した金額とする。</u></p> <p>(イ) <u>貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、所得証明書等をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額とする。</u></p> <p>2 <u>令和3年度</u>にこの制度に基づく助成を受けた世帯のうち、請求額が上限に満たなかった世帯についても、<u>当該年度</u>の助成を受けることができるものとする。</p> <p>(補助金の額等)</p> <p>第4条 補助金の額は、住居費、住宅のリフォーム費及び引越費用を合わせた額を対象として、<u>1世帯当たり30万円を上限とし、予算の範囲内で補助する。</u></p> <p>2 前条第2項に規定する世帯への補助金の額は、住居費及び引越費用を合わせた額を対象として、1世帯当たり30万円の上限額から<u>令和3年度</u>の請求額を差し引いた額とし、予算の範囲内で補助する。</p>

改正後	改正前
<p>3 (略)</p> <p>4 補助期間は、補助金の交付を初めて申請した日から<u>令和6年3月31日までとし、支払期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。</u></p> <p>附 則 (失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 補助期間は、補助金の交付を初めて申請した日から<u>令和5年3月31日までとする。</u></p> <p>附 則 (失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。